○製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示

(平成十一年五月十四日)

(通商産業省告示第三百二号)

 改正平成一六年
 三月三一日同
 第一二三号

 令和
 三年
 三月
 一日同
 第
 二八号

火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)第四条の二第一項第五号、第六号、第七号及び第十八号並びに第五条の二第一項第三号及び第十一号の規定に基づき、火薬類の製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示を次のように定める。

製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準 の細目を定める告示

(定義)

第一条 この告示において使用する用語は、火薬類取締法施行規則(以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

(保安距離)

- 第二条 規則第四条の二第一項第五号の保安物件が専ら当該製造所の事業の用に供する施設である場合において、移動区域の境界又は廃薬焼却場からその施設に対してとるべき保安距離は、 次に掲げる距離とする。
 - 一 当該施設が守衛又は管理人の詰所その他当該製造所を警戒するために設けられた家屋である場合には、規則第四条の二第一項第五号に規定する当該移動区域の境界又は廃薬焼却場に係る第三種保安物件に対する保安距離の四分の一の距離(その距離が同号の表に掲げる最少の停滞量に係る同号に規定する第三種保安物件に対する保安距離の二分の一の距離に満たない場合は、当該二分の一の距離)
 - 二 当該施設が前号に掲げるもの以外のものである場合には、保安物件の種類に応じて規則第四条の二第一項第五号に規定する当該移動区域の境界又は廃薬焼却場に係る保安距離の二分の一の距離(その距離が保安物件の種類に応じて同号の表に掲げる最少の停滞量に係る同号に規定する保安距離に満たない場合は、当該保安距離)

(危険間隔)

- 第三条 規則第四条の二第一項第六号の危険間隔は、次に掲げる距離とする。
 - 一 移動式製造設備用工室、移動式製造設備、廃薬焼却場又は発破場所に対しては、十四・五 メートル以上
 - 二 移動区域外にある施設(前号、次号及び第四号に掲げる施設を除く。)に対しては、前号に 規定する距離
 - 三 移動区域外にある施設であつて、火薬類の製造作業に直接関係のないもの(次号に掲げるものを除く。)に対しては、硝安油剤爆薬(火薬類取締法施行規則第一条第二号に規定する特定硝酸アンモニウム系爆薬を定める告示(平成十六年経済産業省告示第百二十二号)第一号に規定するものをいう。次号において同じ。)に係るものにあつては規則第四条第一項第四号の表(い)(四)、含水爆薬(同告示第二号に規定するものをいう。次号において同じ。)に係るもの

にあつては同表(い)(二)に係る第三種保安物件に対する保安距離に相当する距離(当該施設が 第一種保安物件に該当するものであるときは、第一種保安物件に対する保安距離に相当する 距離)

- 四 移動区域外にある現場事務所以外の事務所、食堂(従業員の用に供するものに限る。)及び 駐車場に対しては、硝安油剤爆薬に係るものにあつては規則第四条第一項第四号の表 (い)(四)、含水爆薬に係るものにあつては同表(い)(二)に係る第三種保安物件に対する保安 距離の二分の一に相当する距離
- 五 前各号に掲げる施設以外の施設に対しては、必要に応じて適当な距離 (保安間隔)
- 第四条 規則第四条の二第一項第七号の保安間隔は、次に掲げる距離とする。
 - 一 移動式製造設備用工室、移動式製造設備又は発破場所に対しては、二十メートル以上(停滞量が三十キログラム以下の場合は、十メートル以上)
 - 二 移動区域外にある施設(前号、次号及び第四号に掲げる施設を除く。)に対しては、前号に 規定する距離
 - 三 移動区域外にある施設であつて、火薬類の製造作業に直接関係のないもの(次号に掲げるものを除く。)に対しては、規則第四条第一項第四号の表(い)(十)に係る第三種保安物件に対する保安距離に相当する距離(当該施設が第一種保安物件に該当するものであるときは、第一種保安物件に対する保安距離に相当する距離)
 - 四 移動区域外にある現場事務所以外の事務所、食堂(従業員の用に供するものに限る。)及び 駐車場に対しては、規則第四条第一項第四号の表(い)(十)に係る第三種保安物件に対する保 安距離の二分の一に相当する距離
 - 五 前各号に掲げる施設以外の施設に対しては、必要に応じて適当な距離 (定員の範囲)
- 第五条 規則第五条の二第一項第三号の人数は、次に掲げる人数とする。
 - 一 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備であつて原料を混合して火薬類を製造し、その 火薬類を移動式製造設備等に収納するものは、作業者五名、運搬者二名、試料採取者一名
 - 二 移動式製造設備であつて原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を発破孔に装てんするものは、作業者十一名、運搬者二名、試料採取者一名
 - 三 廃薬焼却場は、作業者二名、運搬者二名

(停滞量等の範囲)

- 第六条 規則第五条の二第一項第十一号の停滞量又は同時に存置することができる硝安油剤爆薬 の原料は、次に掲げる数量とする。
 - 一 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の危険間隔内の停滞量は、三千キログラム、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料は、一日の消費見込量
 - 二 廃薬焼却場の停滞量は、六十キログラム

附 則 (平成一六年三月三一日経済産業省告示第一二三号)

この告示は、公布の日から施行する。

改正文 (令和 三年三月 一日経済産業省告示第二七号) 抄

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令(令和二年経済産業省令第九号)の施行の日から 施行する。